

学生教育研究災害傷害保険

この保険は、大学学生が通学中、体育実技や実験実習などの正課の授業中、学校行事中及び課外活動中等における不測の災害事故によって被った傷害等の救済措置として創設されたものであり、学生が安心して教育研究等ができるように、本学では、大学の負担により全在籍学生の加入を実施しています。なお、『病気』はこの保険の対象となりません。

1. 保険金が支払われる場合

本学の教育研究活動中に被った急激かつ偶然な外来の事故による身体の傷害、及び住居と学校施設等との間の通学、学校施設等相互間の移動中に発生した身体の傷害事故(注1)。

※ 教育研究活動中とは次の場合をいいます。

(ア) 正課中

講義、実験・実習、演習又は実技による授業(以上を総称して以下「授業」といいます。)を受けている間。

(イ) 学校行事中

大学の主催する入学式、オリエンテーション、卒業式など教育活動の一環としての各種学校行事に参加している間。

(ウ) ア・イ以外で学校施設内にいる間

大学が教育活動のために所有、使用又は管理している施設内にいる間。

(エ) 学校施設外で大学に届け出た課外活動を行っている間

大学の規則に従った所定の手続により、大学の認めた学内学生団体の管理下で行う文化活動又は体育活動を行っている間。

(オ) 通学中

大学の授業等、学校行事または課外活動への参加の目的をもって、合理的な経路および方法により、住居と学校施設等との間を往復する間(注2)。

なお、車両登録がされていない車両(自転車を除く)で通学等の場合は、保険対象外となることがあります。

(カ) 学校施設等相互間の移動中

大学の授業等、学校行事または課外活動への参加の目的をもって、合理的な経路および方法により、大学が教育研究のために所有、使用または管理している施設の外、授業等、学校行事または課外活動の行われる場所の相互間を移動している間(注2)。

(注1) 傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生ずる中毒症状。日射または熱射による身体の障害。

(注2) 原則として、経路を逸脱した場合や、往復・移動を中断した場合には、その間やその後に被った傷害に対しては保険金を支払いません。

2. 保険金の種類と金額

担 保 範 囲	死 亡 保 険 金	後 遺 障 害 保 険 金	医 療 保 険 金	入 院 加 算 金
正課中、学校行事中	2千万円	120万円～ 3千万円	治療日数(通院1日以上) 3千円～30万円 (日数により増減)	1日につき4千円 (180日限度)
学校施設内にいる間(課外活動中を除く)、 通学中、 学校施設等相互間の移動中	1千万円	60万円～ 1千5百万円	治療日数(通院4日以上) 6千円～30万円 (日数により増減)	
課外活動中 (学校施設内外)			治療日数(通院14日以上) 3万円～30万円 (日数により増減)	

3. 保険金が支払われない場合

故意、闘争行為、犯罪行為、疾病、地震、噴火、津波、戦争、暴動、放射線・放射能による傷害、無資格運転、酒酔い運転など

4. 実務訓練中に事故が発生したとき

速やかに学生課学生係(0532-44-6553, 6554)へ連絡してください。なお、連絡が遅れた場合には保険金が支払われないことがありますので注意してください。